新	旧
<u>萩医療圈域地域医療構想</u> 病床機能等検討部会設置要綱	病床機能等 <del>医療のあり方</del> 検討部会設置要綱
(趣旨)	(趣旨)
第1条 萩医療圏地域医療構想調整会議(以下「会議」とい	第1条 萩医療圏地域医療構想調整会議(以下「会議」とい
う。) 設置要綱第6条第1項の規定に基づき、病床機能の分	う。) 設置要綱第6条第1項の規定に基づき、病床機能の分
化・連携・転換を含む萩医療圏における <u>病床機能の</u> 検討を行	化・連携・転換を含む萩医療圏における <del>医療のあり方に関す</del>
うため、病床機能等検討部会(以下「部会」という。)を設	<del>る</del> 検討を行うため、病床機能等 <del>医療のあり方</del> 検討部会(以下
置する。	「部会」という。)を設置する。
_(協議事項)_	
第2条 部会は次の事項について検討する。	
(1) 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること	
(2) 病床機能報告制度に関し、必要な情報等の共有に関	
<u>すること</u>	
(3) 地域医療介護総合確保基金を活用するなどによる病	
床機能転換のための建替計画及び施設・設備整備計画	
に関すること	
(4) その他地域医療構想の達成の推進に関すること	
(組織)	(組織)
第3条 部会は、会議の会長が選任する委員をもって構成す	第2条 部会は、会議の会長が選任する委員をもって構成す
る。	る。
2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当た	2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当た
る。	る。

(運営)	(運営)
第4条 部会は、必要に応じ開催する。	第3条 部会は、必要に応じ開催する。
2 部会は、 <u>会議の会長</u> が招集する。	<ol> <li>部会は、<del>部会長</del>が招集する。</li> </ol>
3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。	3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名し
4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名し	た委員がその職務を代行する。
た委員がその職務を代行する。	4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を
<u>5</u> 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を	部会に出席させ、その意見を聴くことができる。
部会に出席させ、その意見を聴くことができる。	
(庶務)	(庶務)
第 <u>5</u> 条 部会の庶務は、萩健康福祉センターで処理する。	第4条 部会の庶務は、萩健康福祉センターで処理する。
(その他)	(その他)
第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他必	第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他必
要な事項は、部会長が別に定める。	要な事項は、部会長が別に定める。